

自治基本条例とは？

「自治基本条例・・・」
どんな条例なの？



「鹿沼市自治基本条例」という
まちづくりのルールができたんだ



「自治基本条例」とは、

「住んで良かった」と思えるまちをつかっていくときの基本ルールのことだよ。
まちづくりに関わり合う市民一人ひとり、自治会やNPOなどの地域活動団体、
そして市や議会などが一緒にまちづくりをする時の基本的な考え方、
基本ルールを「自治基本条例」というのだ。

鹿沼市の自治基本条例は

市民手づくりの条例です

公募市民の委員による「鹿沼市自治基本条例を考える会」を設置し、市民手づくり
をモットーに条例案づくりを行いました。

手法：その1

グループ討議による意見・アイデアの掘り起し

手法：その2

専門部会で、課題の掘り下げと研究

手法：その3

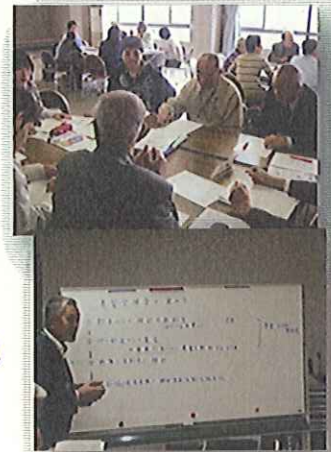
聴く・調べる・討議・・・内容を深める

手法：その4

手作りパンフレット、ケーブルTV番組自主制作
バスマスク、ポロシャツの考案で市民の皆様へPR

手法：その5

全体会議を受け、事務局会議・専門部会・
ワーキングGr.が課題の具現化を



☆鹿沼市自治基本条例(案)の特徴の一つには

①「緊急時における連携」 (いざと云う時の対応)

市民は、災害等の緊急時に互いに助け合えるよう、日常的に地域内の連携を図ります。

②「子どもの参加」

子どもたちを、次世代を担う大切な宝として育て、まちづくりへの参加の機会をつくる。

を条例(案)に、織り込んでいることが挙げられます。

私たちは、このように自治基本条例(案)を作りました。

鹿沼市自治基本条例は、 「より良い鹿沼市に」するためのルールです

自治のルールがきちんと決められることで、身近な課題を市民自らが解決しやすくなります。また、市政に参画する仕組みが整うことで、市民の意向を適切に反映した市政運営ができるようになります。

Befor

まちづくり

鹿沼の今・・・

誰かがやってくれるでしょ

もう十分にやっていますけど

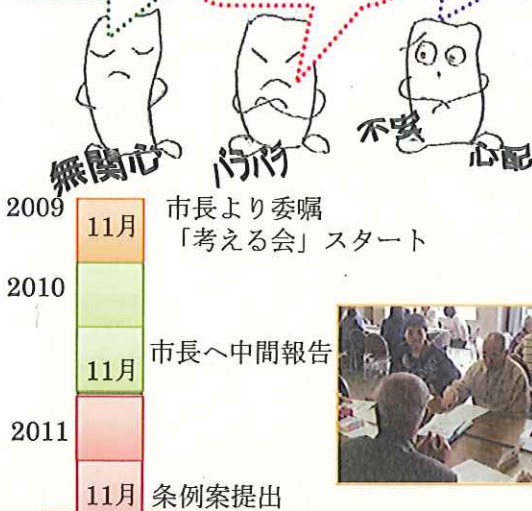
鹿沼のまちは大丈夫かな

最近、まちづくりの関心が薄れています。

隣近所のお付き合いが減ってきたように感じます。

災害が起きたらどうしよう。
昼間は、お年寄りとお小さな子どもだけの世帯が多いし・・・

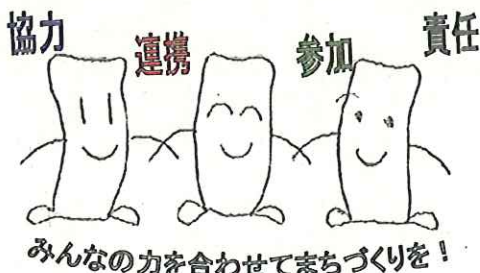
鹿沼はどう変わっていくの？ 大丈夫なのかな。



2012年4月 鹿沼市自治基本条例が出来ます。

After

鹿沼の将来は



市民自治を基本にした協働のまちづくりができるようになります。

いざというときに、お互いが助け合うまちになります。

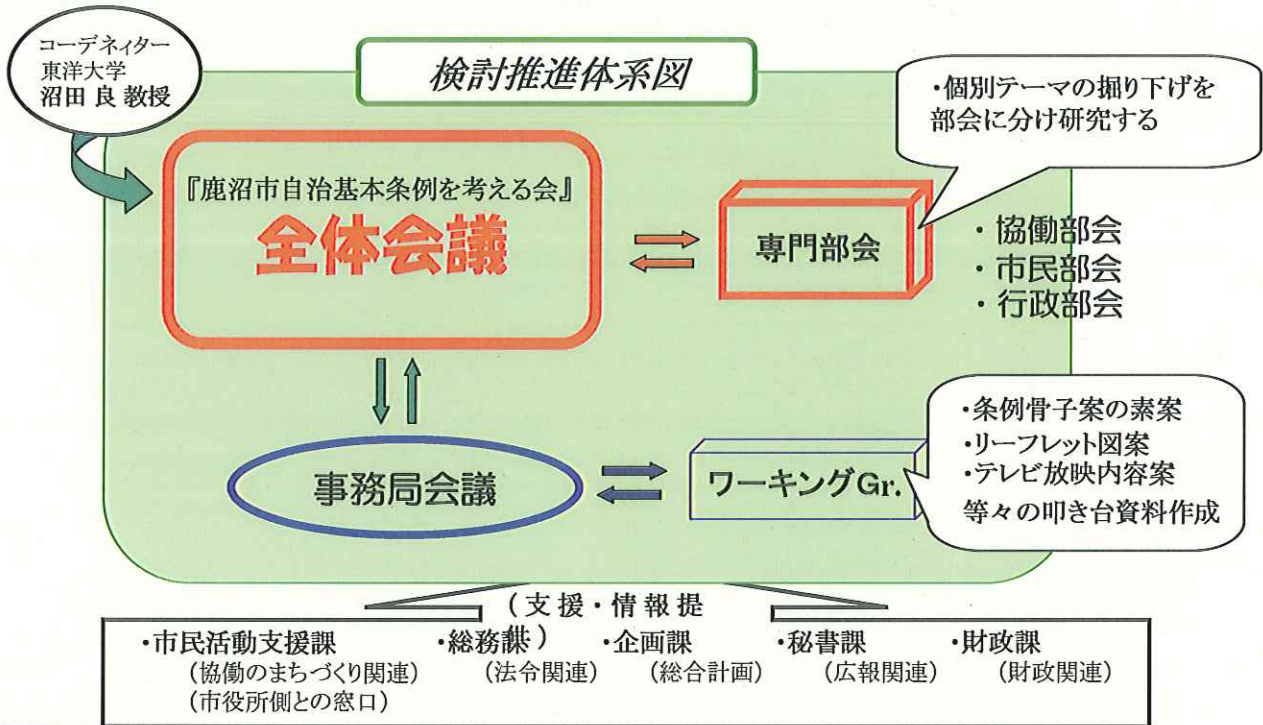
未来の子どもたちに残せること

安心・安全な夢のあるまち、笑顔あふれるまちを築きます。

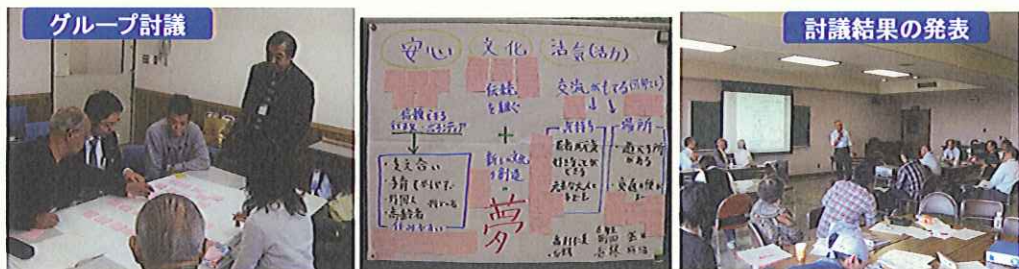
協働 によるまちづくり 市民自治 のまち

【市民自治とは】自分たちのまちのことは、自分たちで決めることをいいます。

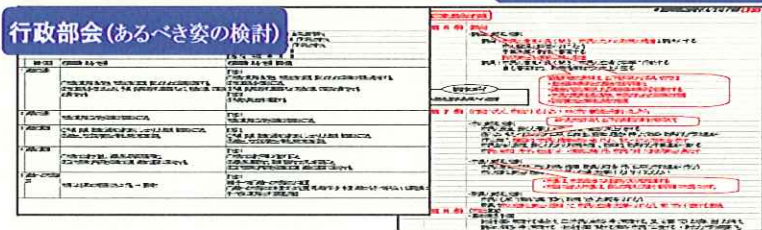
『市民による、条例(案)づくりはこうしてできました』



手法：その① グループ討議 (K・J法) による潜在意見/アイデアの掘り起し



手法：その② 専門部会で、課題の掘り下げ/研究



手法：その③ 聴く・調べるで、更に内容の充実

- ◎沼田 教授による講演、コーディネート
- ◎先進地条例の研究
- ◎鹿沼市議会基本条例の勉強
- ◎「条例骨子案」の市民との意見交換会で傾聴
- ◎「条例骨子案」まちなかアンケート実施
- ◎鹿沼市議会議員との意見交換会

手法：その④ 手づくりで、愛着 (親しみ) ある内容に

- ◎リーフレットの説明資料等も皆さんの手づくりで……
- ◎鹿沼ケーブルテレビさんのご協力で全7編380回の制作と放映を行なう。

脚本、演出、出演も考える会の皆さん



図案、構成全て委員の手づくりで



「市民による、条例(案)づくりはこうしてできました」

[経過]

- ・市民公募にて41名の市民が応募致しました。
- ・11月1日には、作新大学(現 東洋大学 法学部)教授による自治基本条例の学習会が開催、関心ある市民の皆さんが多数出席。

11・1 沼田教授の学習会



- ・11月11日に、佐藤市長より委嘱され、『鹿沼市自治基本条例を考える会』が発足活動を開始しました。
- ・“自治”や“条例”等のことばに親しみの浅い市民。まずは、そのようなことの勉強からスタートです。一人ひとり意見は様々。

Gr.討議で、自治の姿を議論中!!



流山市にて視察勉強会



既に、条例を施行している流山市にて研究

全7編 延80Hの放送

鹿沼ケーブルテレビ放映録画風景



脚本、演出手づくりで..

鹿沼市会議員に条例(案)の説明会



大役を終え、ホッとしている、「考える会」の皆さん



- 2009
 - 10月
 - 11月
 - 12月
- 2010
 - 1月
 - 2月
 - 3月
 - 4月
 - 5月
 - 6月
 - 7月
 - 8月
 - 9月
 - 10月
 - 11月
 - 12月
- 2011
 - 1月
 - 2月
 - 3月
 - 4月
 - 5月
 - 6月
 - 7月
 - 8月
 - 9月
 - 10月
 - 11月
 - 12月
- 2012
 - 1月
 - 2月
 - 3月
 - 4月
 - 5月
 - 6月

市長より委嘱

鹿沼って
どんなまち?
鹿沼の未来像

自治って
なあに?

(個別テーマ) 研究①
・自治の主体
・自治のしくみ
・連携と協力

市長へ中間報告

研究②
・それぞれの課題
・あるべき姿

条例骨子案検討

意見交換会
市民のつどい
まちなかアンケート

条例案策定

条例案を市長へ提出

【今後へ向けて】

・3月定例議会に上程されます。

・11月2日 市長に中間報告 (方向が見えてきました)

市長に中間報告



進捗状況を報告

・市内各所で、意見交換会を開催

意見交換会の実施



・11月9日 村山会長より市長に「鹿沼市自治基本条例(案)」を提案致しました。

市長に条例(案)を提案



☆『鹿沼市自治基本条例』制定後は、私たち市民の“協働のまちづくり条例”として市民の皆様へ根付くよう、大切に守り育てたいものです。